

無料低額宿泊所等に対する法的整備について

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき届出がされている施設であるが、同様の事業を行いながら届出がない、社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅が増加傾向にある。

無料低額宿泊所の事業開始にあたっては、同法第69条第1項の規定により1か月以内に届出を行わなければならないとされているが、届出を怠った場合の罰則規定等はない。また、法令に施設基準等に関する最低基準等の具体的な定めがないため、各自治体がガイドライン等において、設備面及び運営面等の基準を定め、事業者に対し遵守するよう指導しているが、行政指導であるため実効性の担保が十分とはいえない。さらに前記の法的位置付けのない施設等については、届出もないため、事業実態を把握することもできない状況である。

これらの施設は生活保護受給者を主な利用対象としているが、一部の事業者においては、事業実態が不透明であったり、利用者にとって劣悪な居住環境を提供したり、さらには利用者の弱い立場につけこむ悪質な行為などが見受けられ、大きな社会問題となっている。

については、権利の擁護と自立助長の観点から利用者の適正な処遇を確保するとともに、いわゆる貧困ビジネスを排除するため、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設等に対し、これら施設の定義及び位置付けを明確にしたうえで施設基準、運営及び届出制を見直すなど、早急に法的整備を行うことを強く要望する。

- 1 無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設等の定義や位置付けを明確にすること。
- 2 無料低額宿泊所に対して、届出制の見直し、設備・運営等の基準の明確化、指導の権限強化など法的整備を行うこと。
- 3 法的位置付けのない施設等で無料低額宿泊所に準じた事業を行って

いるものについても、社会福祉事業に係る規定を準用するなど、法的責務を明確にし、規制できるようにすること。

平成25年5月 日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	猪 瀬 直 樹
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫